

新しい航空身体証明の有効期間

別添

従来、技能証明の資格に応じて一律に定められていた航空身体検査証明の有効期間について、国際民間航空条約附属書1に準拠して、技能証明の資格ごとに、航空身体検査証明を受ける者の年齢及び航空機の運航の態様に応じて定めた。

技能証明 (改正前の有効期間)	改正後		
	運航の態様	年齢	有効期間
定期運送用操縦士(6月) 事業用操縦士(1年) 准定期運送用操縦士(新設)	下記以外		1年
	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦	60歳以上	6月
	旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、 <u>一人</u> の操縦者で操縦	40歳以上	
自家用操縦士(1年)	自家用操縦士で認められているすべての運航の態様	50歳以上	1年
		40歳以上 50歳未満	2年又は51歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間
		40歳未満	5年又は42歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間

※有効期間は、申請者の心身の状態に応じて短縮されることがある。